

# インボイス制度開始に伴い『集計表』の様式が変更になりました。

令和 年分 №4

月別集計表		10月	11月	12月
売上(収入)金額	①消費税10%売上			
	②消費税 8%売上			
	雑収入			
[売上総額]				
仕入金額	①消費税10%仕入			
	②消費税 8%仕入			
[仕入総額]				
租税公課				
荷造運賃				
水道光熱費				
旅費交通費				
通信費 (10%)				
(8%)				
広告宣伝費 (10%)				
(8%)				
接待交際費 (10%)				
(8%)				
損害保険料				
修繕費				
消耗品費 (10%)				
(8%)				
福利厚生費 (10%)				
(8%)				
給料賃金				
利子割引料				
外注工賃				
地代家賃				
貸倒金				
車輛関係費				
リース料				
支払手数料				
雑費				
[経費合計]				
専従者給与		インボイスなし	インボイスなし	インボイスなし

白枠部分に記入する金額  
 ①「インボイス対応」の領収書  
 ②「インボイス非対応」で1万円未満の領収書

赤枠部分に記入する金額  
 ①「インボイス非対応」で1万円以上の領収書

「インボイス非対応」の領収書・請求書には  
 ≪T△△△△△△△△△△△△△△≫の登録  
 番号の記載がないことを確認して下さい。

## ≪知っておきたいポイント≫

- ①免税事業者からインボイス発行事業者になった方は「2割特例」を選択できます。
- ②1万円未満の「少額取引」は一定の帳簿の保存で『仕入税額控除』が可能です。
- ③1万円未満の返品・値引きには『返還インボイス』が不要です。
- ④令和8年9月30日までは「8割控除」が適用されます。

\*①②④には適用期限があります。ご不明な点は商工会までお問い合わせください。

	当初3年間 令和5年10月1日～ 令和8年9月30日	次の3年間 令和8年10月1日～ 令和11年9月30日	令和11年10月1日～
免税事業者等からの課税仕入れ	80%控除可能	50%控除可能	0%控除
小規模事業者に対する 納税額にかかる軽減措置(注)	売上税額の2割に軽減	-	-
中小事業者等に対する事務負担の軽減措置	1万円未満の課税仕入れはインボイス不要		-
返還インボイス交付義務免除	売上げに係る対価の返還等が税込1万円未満は変換インボイス不要 ※恒久措置		

(注) 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間